

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間の延長について (R2.4.21更新)

保護者の皆様、日頃より本校の教育活動へのご理解ご協力について感謝申し上げます。

令和2年4月20日付で県教育委員会より通知があり、それに基づいて本校では次のようにすることとします。

- 1 臨時休業期間は、令和2年4月27日(月)～5月8日(金)まで延長します。
- 2 この間の課題等については、担任の先生の指示に従ってください。
- 3 部活動の再開については、顧問の先生の指示に従ってください。

また、臨時休業の趣旨を理解し、新型コロナウイルスの感染リスクに備える観点から、次の感染症対策等を行い、自分や家族、大切な人たちの命と健康を守る行動を心掛けてください。

- 1 毎日、朝と晩に検温を行って、記録を続ける。
- 2 不要不急の外出は控える。必要に迫られて外出した場合は、行動をメモしておく。
- 3 感染のリスクの高い3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や大声での発声)を避ける。
- 4 手洗いや咳エチケット、マスクの使用などを徹底する。
- 5 規則正しい生活を心掛け、バランスのよい食事と十分な休養(睡眠)をとり、抵抗力が落ちないように努める。
- 6 風邪症状や発熱が続いている場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。
- 7 かかりつけ医療機関を受診したいと思ったときは、事前に電話して指示に従ってください。